

技 第 6 5 9 号
建 不 第 1 0 9 4 号
令 和 2 年 3 月 1 2 日

部 内 各 課 の 長

様

部 内 各 出 先 機 関 の 長

県 土 整 備 部 長

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の
一時中止措置の延長」等について（通知）

このことについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等については、令和2年2月28日付け技第623号及び建不第1035号により適切な運用について通知したところ
です。

このたび、令和2年3月11日付け事務連絡で国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、これらの通知の趣旨を踏まえ、既に一時中止措置を実施している工事及び調査、設計等の業務について、下記のとおり中止期間の延長等を取扱うこととしますので、適切に対応するようお願いいたします。

また、各市町村及び各建設業関係団体あてに、別途送付していることを申し添えます。

記

1 工事又は業務の一時中止措置等について

（1）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

発注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、一時中止措置を実施している受注者に対して一時中止の期間を最長で令和2年3月19日まで延長できる旨を伝え、意向を再度確認する。その際、下請企業等の経営状況を踏まえた上での意向を確認すること。

その上で、受注者からその申出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止の期間の変更を行う。

また、一時中止の延長を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、最長で令和2年3月19日までの期間とする。

また、2月28日の通知に基づく一時中止措置等を実施していない受注者について、今後受注者が自ら工事又は業務の一時中止等の意向を申し出る場合は、受注者の責めに帰すことができないものとして一時中止措置等を実施することは差し支えない。この場合において、一時中止の期間は最長で令和2年3月19日までの期間とする。

なお、令和2年3月19日までの期間であれば、受注者の意向に応じて、いつでも工事又は業務を再開することができることとするが、再開に当たっては、適切な感染拡大防止対策を徹底すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、上記(1)に準じて対応する。

この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定する。

(3) 一時中止措置等に伴う繰越等の措置について

上記(1)又は(2)の措置等に伴い、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越等の手続をとることとする。

県土整備部

技術管理課企画調整班 043-223-3442

建設・不動産課契約・審査班 043-223-3116